

ヤングケアラーの実態と支援体制の整備 ～教育機関と福祉機関の相互連携の在り方～



広島市教育委員会 生徒指導課
スクールソーシャルワーカー SV
豊田 奈未
(令和8年2月16日)

広島市SSWの流れ

2008年7月 3名体制(週3日 6時間/日)、市教委配置でスタート
(社会福祉士 2名、臨床心理士 1名)

10月 週4日 24時間/週に拡充

2009年度 非常勤嘱託職員として採用 3名体制
(主に社会福祉士・精神保健福祉士等資格所持者)
(週5日 6時間/日)

2010年度 4名体制に

2013年度 8名(各区に1名ずつ配置、担当区内の拠点校配置)
～その後、各区に1～3名ずつ配置～

2019年度 SV配置

～現在 年々増員し、23名に+SV1名

スクールソーシャルワーカーとは？

文部科学省HPより

スクールカウンセラー(SC)

- ・臨床心理士
- ・精神科医
- ・児童生徒の臨床に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師の職にある者又はあった者

スクールソーシャルワーカー(SSW)

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等あるもの

スクールソーシャルワーカーとは？

スクールカウンセラー(SC)

⇒ 教育機関において心理相談業務に従事する
心理の専門家

スクールソーシャルワーカー(SSW)

⇒ 児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ支援する
福祉の専門家

➡ 家庭・学校を関係機関につなぐ役割

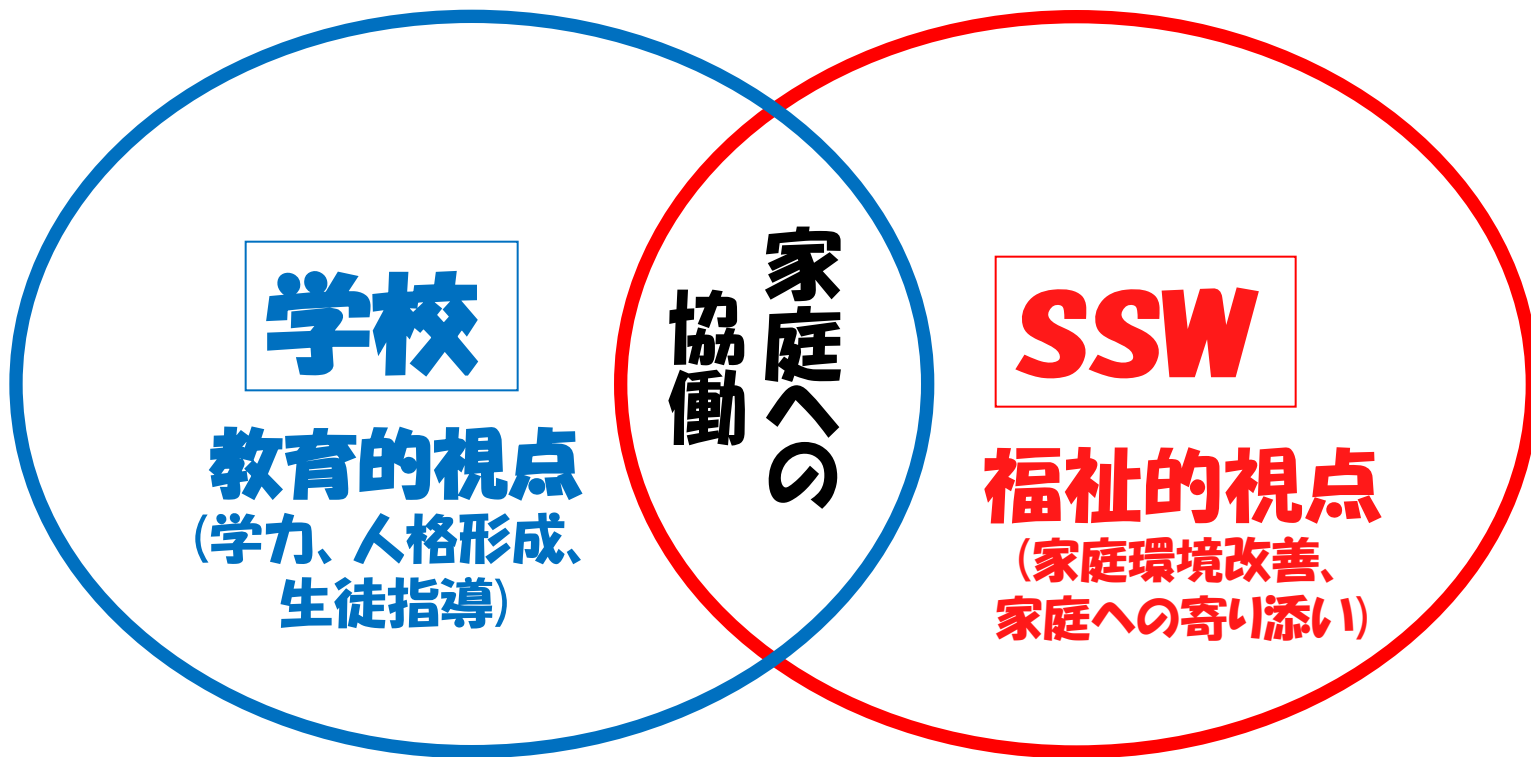
スクールソーシャルワーカーの役割

文部科学省HPより

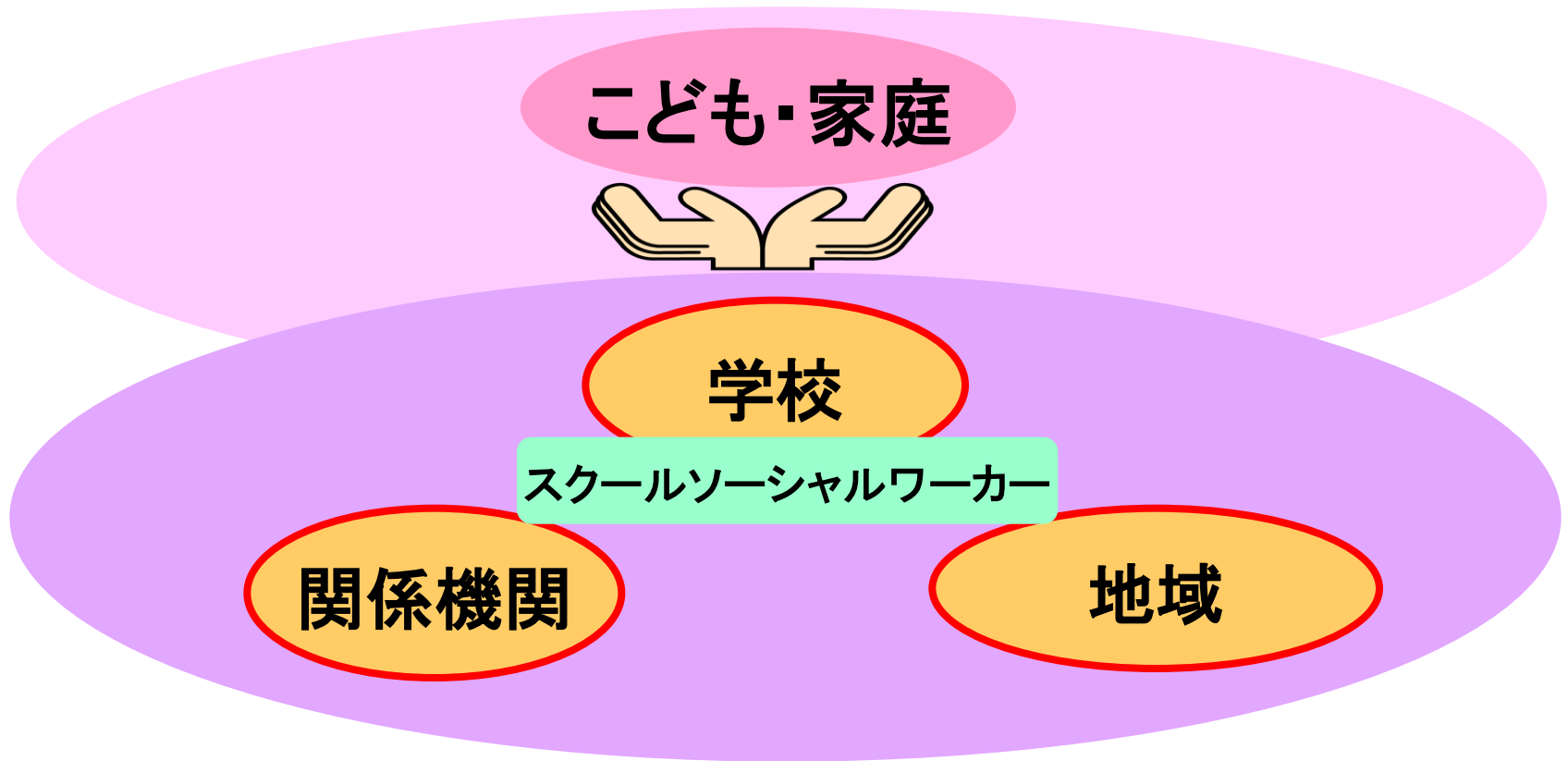
- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境等への働きかけ
(間接的な働きかけ、直接的な働きかけ)
- 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
**(各関係機関がそれぞれの視点での関わりを
していけるような体制作り)**
- 学校内におけるチーム体制への支援
- 保護者、教職員等に対する福祉的な視点での支援・相談・
情報提供など

学校とスクールソーシャルワーカーの関係

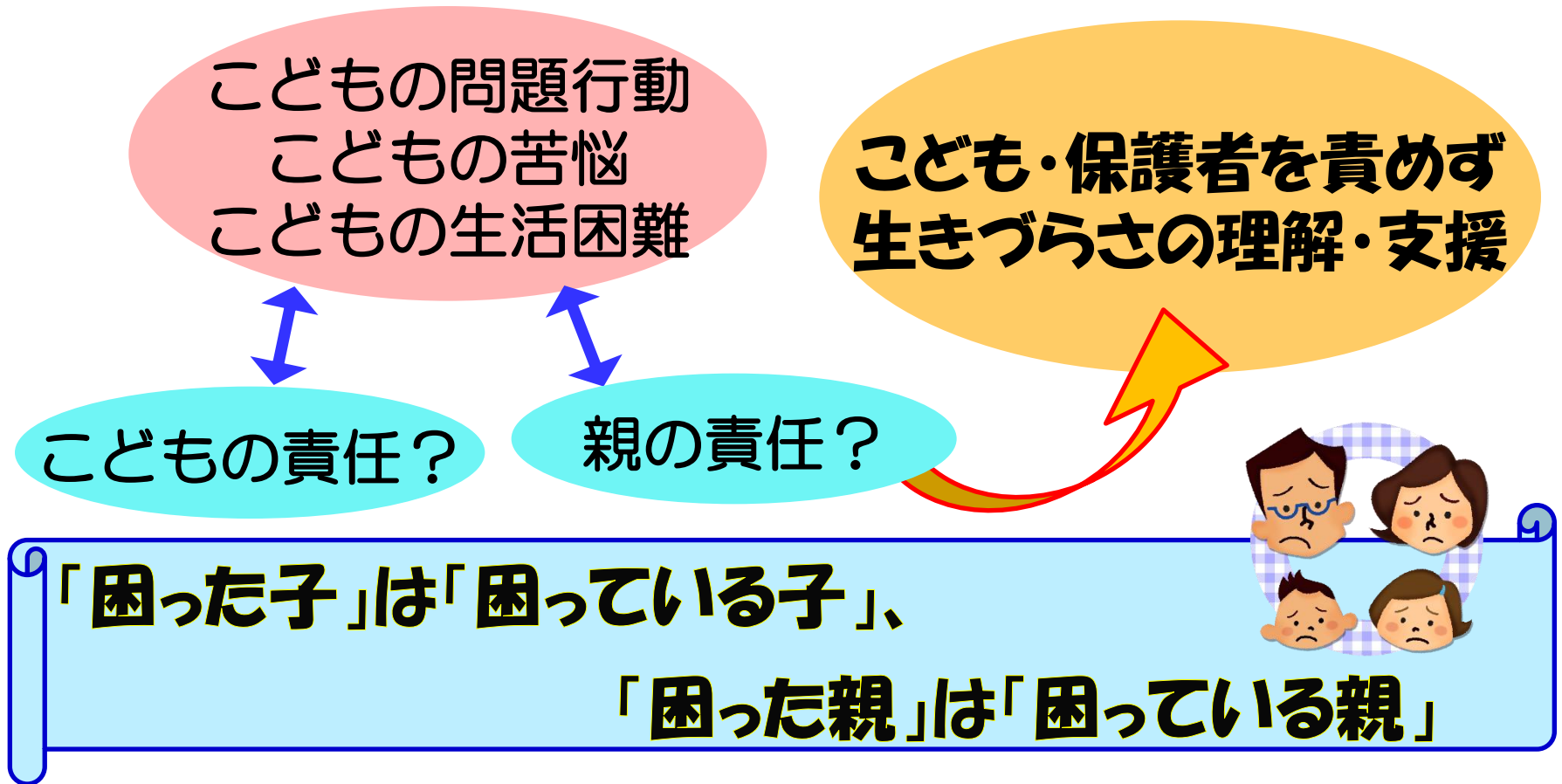
SSWが関わる家庭への働きかけのイメージ



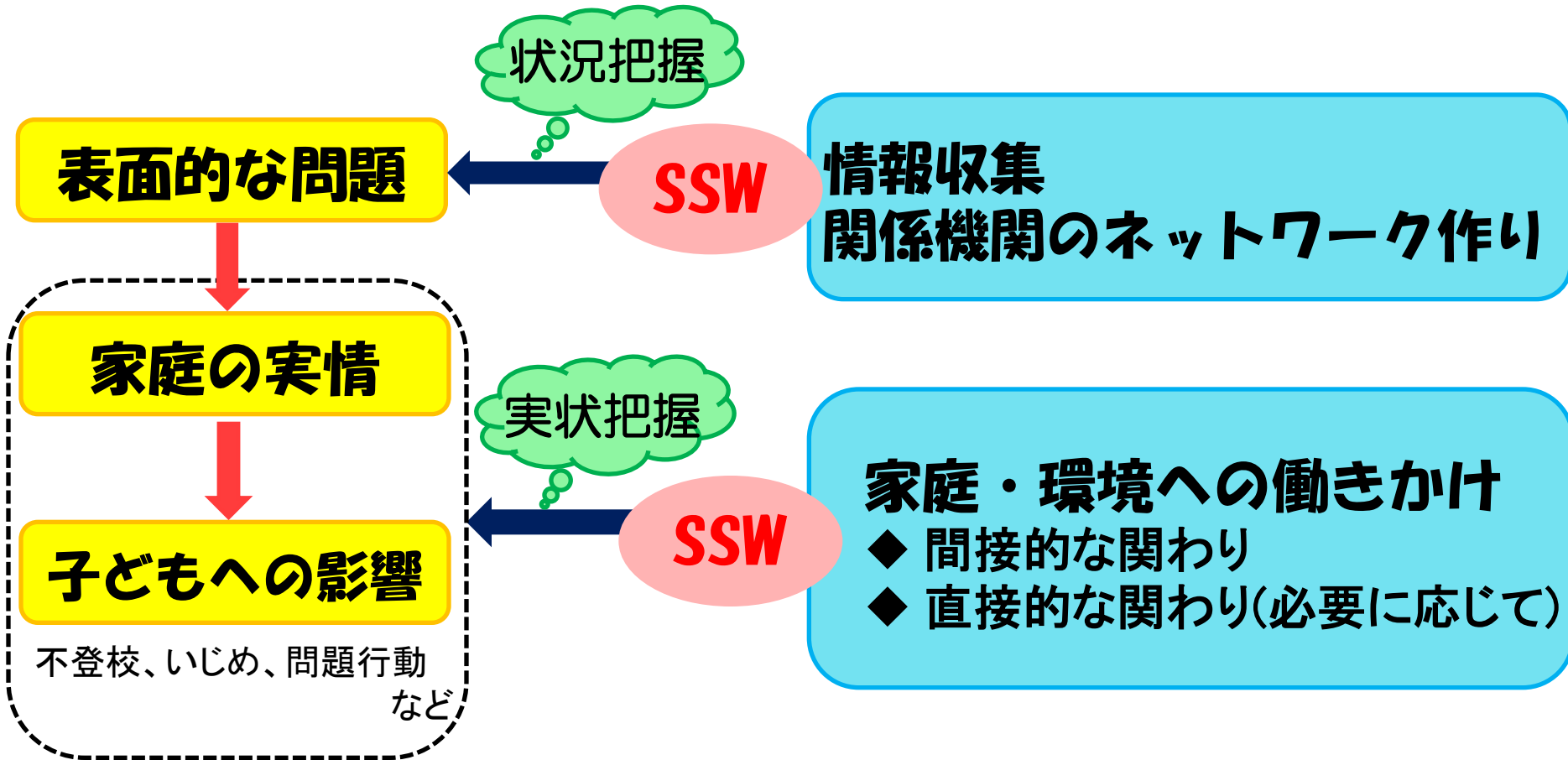
スクールソーシャルワーカーの立ち位置



スクールソーシャルワーカーの視点



学校への福祉的な視点での働きかけ



学校と関係機関を「つなぐ」役割

1つのケースに対し関係機関みんなで取り組む

- ★学校と関係機関とでチームを作る
- ★情報共有し課題について話し合う
- ★目標を共有し多方面から働きかける
- ★相互理解し役割分担をする



**それぞれの役割が違うからこそ
協力しあうことで支援の輪が大きくなる**

学校生活で困難を抱える こどもの家庭の状況①

- 生活保護世帯(その他生活困窮世帯)
- ひとり親家庭
- こどもの障害・疾患
- 保護者の障害・疾患 など

1つの問題だけではなく
複数の問題を抱えている家庭が多い



コロナ感染流行後の様々な変化による不登校の増加

学校生活で困難を抱える こどもの家庭の状況②

- こども・保護者と会えない、連絡がつかない
- こどもの状況に保護者が困り感を抱いていない
- こどもや保護者があきらめている

こどもの未来のために

ニーズのない家庭にどう関わるか？

スクールソーシャルワークを行う上で

対象となるのは、もちろん「こども」
こどものために、こどもの思いを一番におき、
関係機関と連携し環境調整を行う

何のため？

子どもの権利条約

第12条 子どもの意見表明権

しかし…

未成年である限りは、何ごとも保護者の了承が必要！

つまり、

保護者の気持ちに寄り添うことも必要かつ大事

学校現場における福祉的立場として ～ケースの家庭に向き合う～

安心して話せる相手から、少しでも信頼してもらえるような相談相手になれるように

(この人になら話しても大丈夫)

気持ちを受け止め、寄り添い、一緒に悩み考える同志に
(教師とは違う立場)

受容、非審判的な態度、自己決定を大切に
(バイステックの7原則)

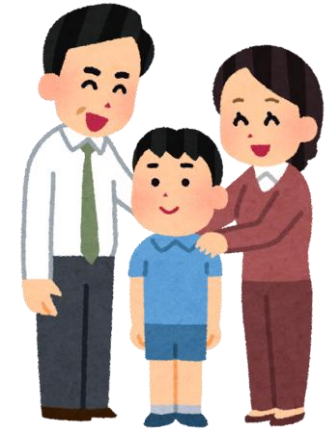
学校のこども・家庭の支援の手立てとなるように



学校現場における福祉的立場として ～こどもの「思い」に向き合う～

こどもの思い

誰もわかってくれない、わかるわけがない...
こんなこと言えない...知られたくない...
何をやってもほめられない...どうせ自分は...
家に居場所がない...学校に居場所がない...
どこにも居場所がない...
心はひとりぼっち...



思いを表出できるように
伝えたい相手に届くように

SSW

アドボカシー、ストレングス、エンパワメント

学校現場における「ヤングケアラー」とは



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

引用: 広島市公式ウェブサイト

学校における「ヤングケアラー」の調査

広島市教委による支援が必要と判断した児童生徒の内訳
(2022年度) 広島市立の小学校5, 6年生、中高生対象(計 58,285人)

引用: 中国新聞(2023年7月8日)

小学生 10人

中学生 8人

高校生 5人

計 23人

【参考】

全国的なヤングケアラーの数は4.8%
(厚生労働省(2022年度))

小学生(小6) 5.9%

中学生(中2) 5.0%

高校生(高2) 3.3%

大学生(3年) 2.5%

定期的なアンケート調査を行っているが…果たして実態は？

ヤングケアラー ～これまでの関わりから～

＜＜家庭＞＞

- 孤立・親の育ちの脆弱さ・DV・家庭基盤の弱さ
- 負の連鎖を断ち切る困難さ
- 困り感のない親への対応の困難さ
- ネグレクトの対応の困難さ

＜＜子ども＞＞

- 自己肯定感の低さ
- 人への信頼感の低さ
- 低学力・「自分の言葉をうまく伝えることができない」深刻さ

**ヤングケアラー状態だと
わかる場合も**

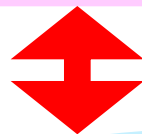
ヤングケアラー ～いじめ・不登校からの発覚～

不登校の原因になることも



子どもの精神面の不調・疾患・障害
保護者の疾患・障害
家庭環境
家族関係の問題
保護者の思想 など

ヤングケアラー状態だと
わかる場合も



いじめの原因になることも

ヤングケアラーである子どもと保護者

こどもの思い

今の自分はどうか？
こんなこと言えない...知られたくない...
どうせ自分が悪いと言われる...
きっとまともに聞いてもらえない...
話したら怒られる...大ごとになるかも...
何をしても無駄...無力... など

気づいてほしい
聞いてほしい
寄り添ってほしい
守ってほしい
抱きしめてほしい

SSW

家族の再生・再構築の支援

保護者の思い

仕方がない
自分の家庭に問題はない
まわりに責められている
自分が悪い など

誰も信用できなかった
誰にも頼れなかった
誰かに助けてほしかった

不登校とヤングケアラーの関連性

不登校のこども達の状況は様々・・・

学校に來れそうな子、來れそうにない子

学校に來た方がいい子、無理させない方がいい子 など

それぞれのこどもの不登校の原因によって支援方法は変わる



情報収集し(学校、関係機関、地域など)、支援を検討

**ヤングケアラー状態にあるため不登校にならざるをえないこどもは
学校に來れるようにまわりの大人の気づき・支援が必要**



実際の関わりから

子ども・保護者と面談をすると…

ヤングケアラーであること、させていることに
気づかない場合も

ヤングケアラーであること、させていることに
気付кинаながらも誰に何を相談すればいいか
わからない場合も

➡ 個々の困り感に寄り添い支援を展開

学校と関係機関との連携のために

できること

学校に福祉的な考えを伝えることができる
SSWは課題を抱える子ども・その家庭に着目して支援できる
学校に入る「福祉」として、教師とは違うアプローチができる
学校としての「線」を超えて家庭と関われる
外部の関係機関とつながることができる
学校に関係機関の限界を伝えることができる

時として難しいこと

学校との合意形成が必要

- ・ 学校に福祉的な考え方が受け入れられないことも
- ・ これ以上のことは学校としては難しいということも



**地域で子ども・家庭が孤立しないように
学校を中心として大人が協力し合あえるように**

主な関係機関

- 児童相談所
- こども家庭センター
- 生活課
- 警察(少年育成官、少年サポートセンターなど)
- 主任児童委員・民生委員 などなど



**最近では、
重層的支援対策整備事業の活用が
必要となるケースも**



ヤングケアラーとされるこどものいる家庭への支援の協力

スクールソーシャルワーカーの存在とは

SSWには権限がない、強制力もない
指導・命令する役割ではない

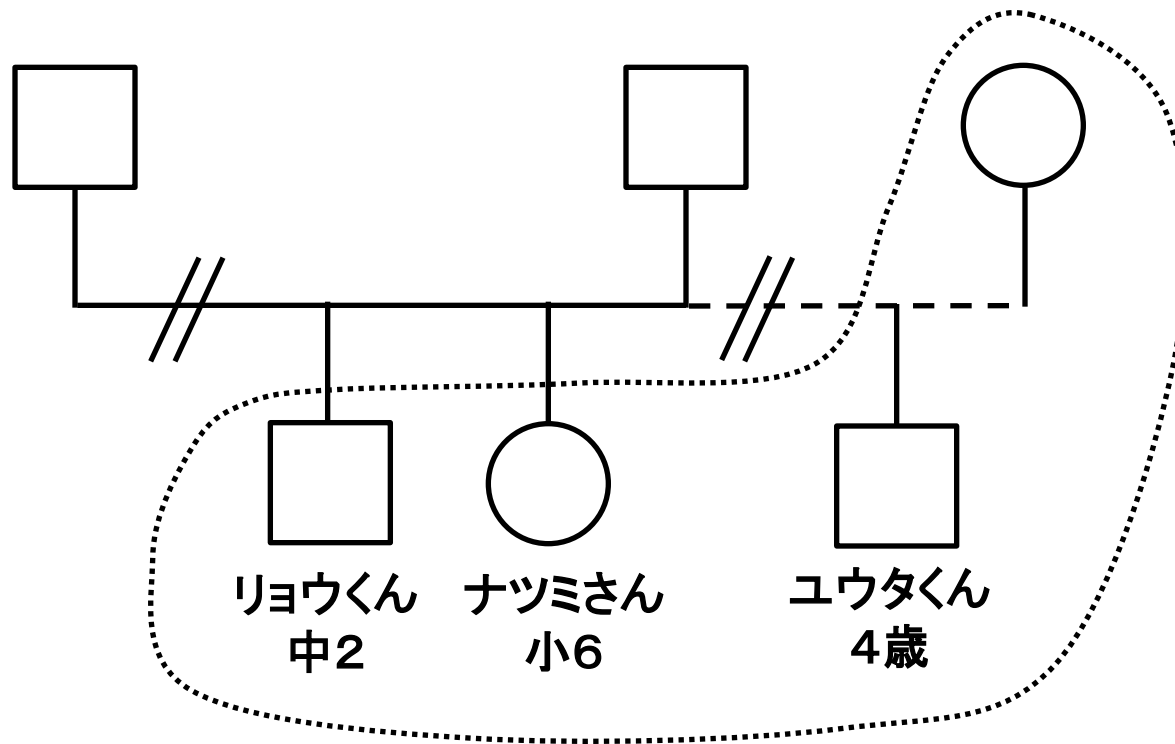
SSWは学校の先生ではない
先生として児童生徒を指導する役割はない



それが利点 🍑
より身近で並走できる関係

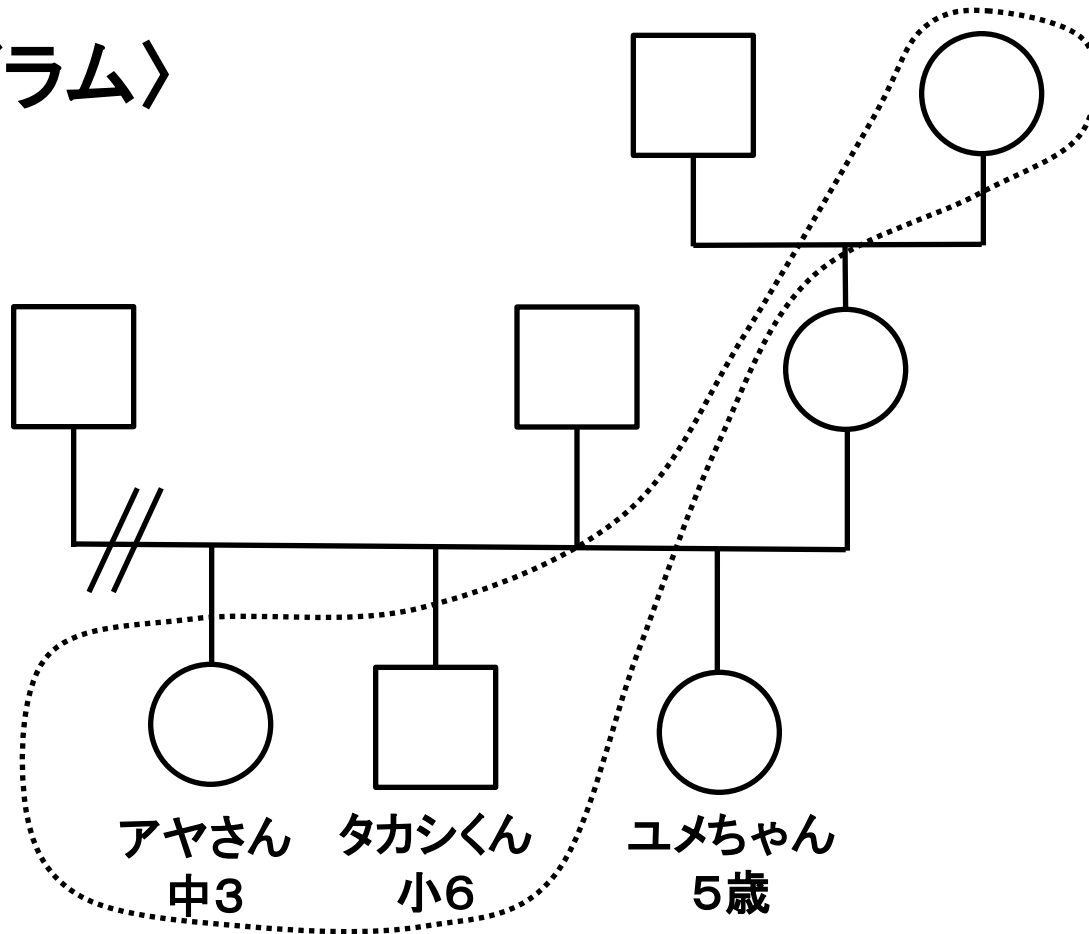
事例①精神疾患のある母へのケア

〈ジェノグラム〉



事例② 〈障害のある祖母と妹のケア〉

〈ジェノグラム〉



小学校➡中学校への支援の課題

◎小学校→中学校という変化は
子どもにも保護者にも大きな変化

◎新しい環境への適応の難しさ
(『中学校』、入学準備、人間関係の変化)



小学校から中学校への引継ぎの重要性
(関係者会議を開催することも)

卒業➡入学の支援の課題

小学校卒業後

★中学校入学準備の支援(基準服、体操服、補助教材など)

中学校卒業後

★高等学校入学準備の支援(基準服、体操服、補助教材など)

☆入学金・授業料のやりくり

母子貸付、生活福祉資金

高等学校就学援助(国)、授業料等減免制度(広島県) など

卒業➡入学の支援の課題

高等学校卒業後

★進学・就職等に向けての支援

☆入学金・授業料のやりくり

母子貸付、生活福祉資金 など

☆障害福祉サービスの利用

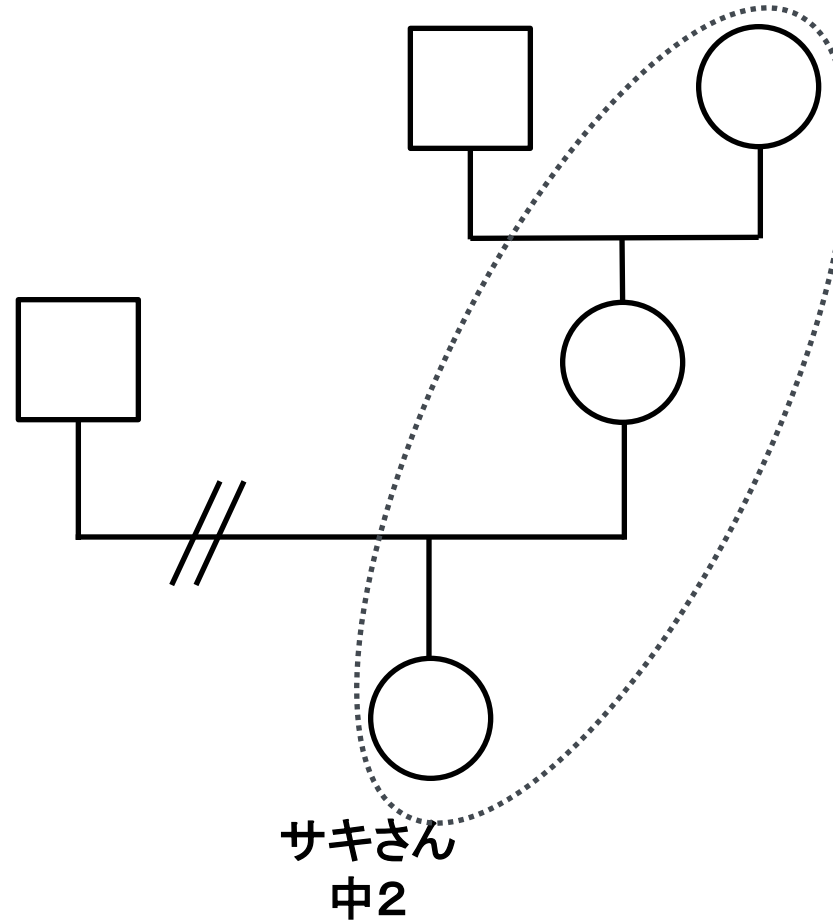
就労移行支援、就労継続支援 など

孤立せず自立した生活ができるように

 **卒業後も社会とつながっていけるように**

事例③ 〈認知症の祖母のケア〉

〈ジェノグラム〉



こどもが相談に至るまで

- 「相談して」と言われても、何を相談すればよいかわからない
- 自分から相談するのは、かなりの勇気が必要
(その後どうになってしまうのか？など)
- 相談して解決するとは思えない(大人への不信感) などなど

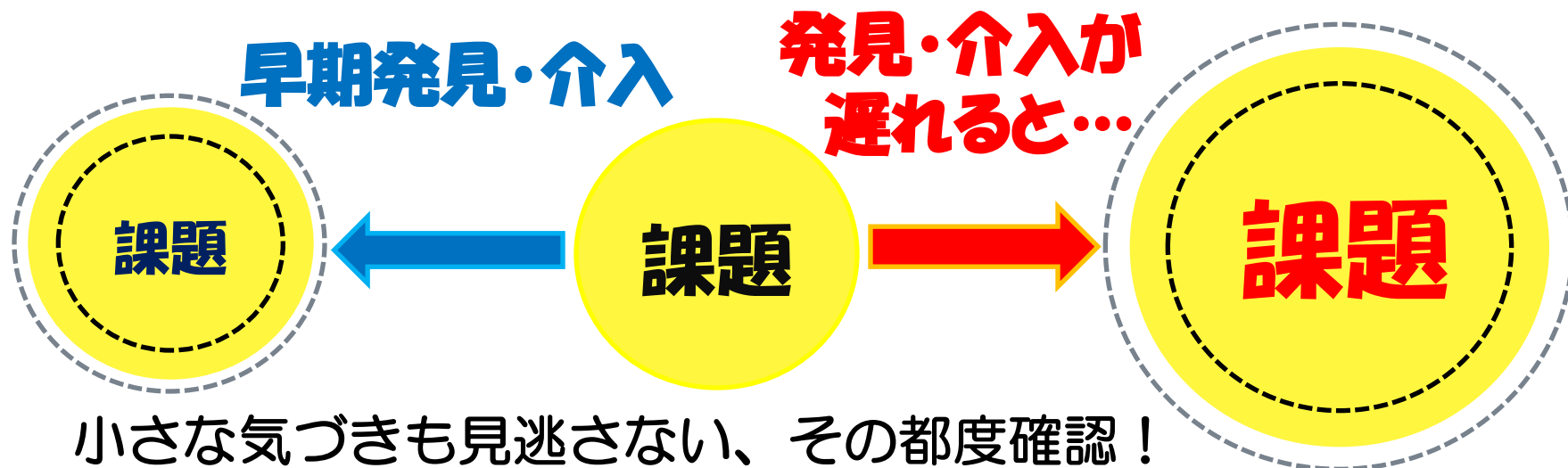
「相談して」は、こども任せ



まわりの大人がこどもの変化に気付く
こどもの状況を気にかけて声をかけ、一緒に考える

相談してよかった、と思える経験を

早期発見・介入の重要性



小さな気づきも見逃さない、その都度確認！
(何もなければ○、でも何かあったら…)

早期のネットワーク構築・情報共有による予防的関わり
→ いざというとき、すばやく協働できる
(= 課題の重症化を防ぐことができる)

学校から関係機関、地域へ

SSWは「スクール（S）」の
「ソーシャルワーカー（SW）」

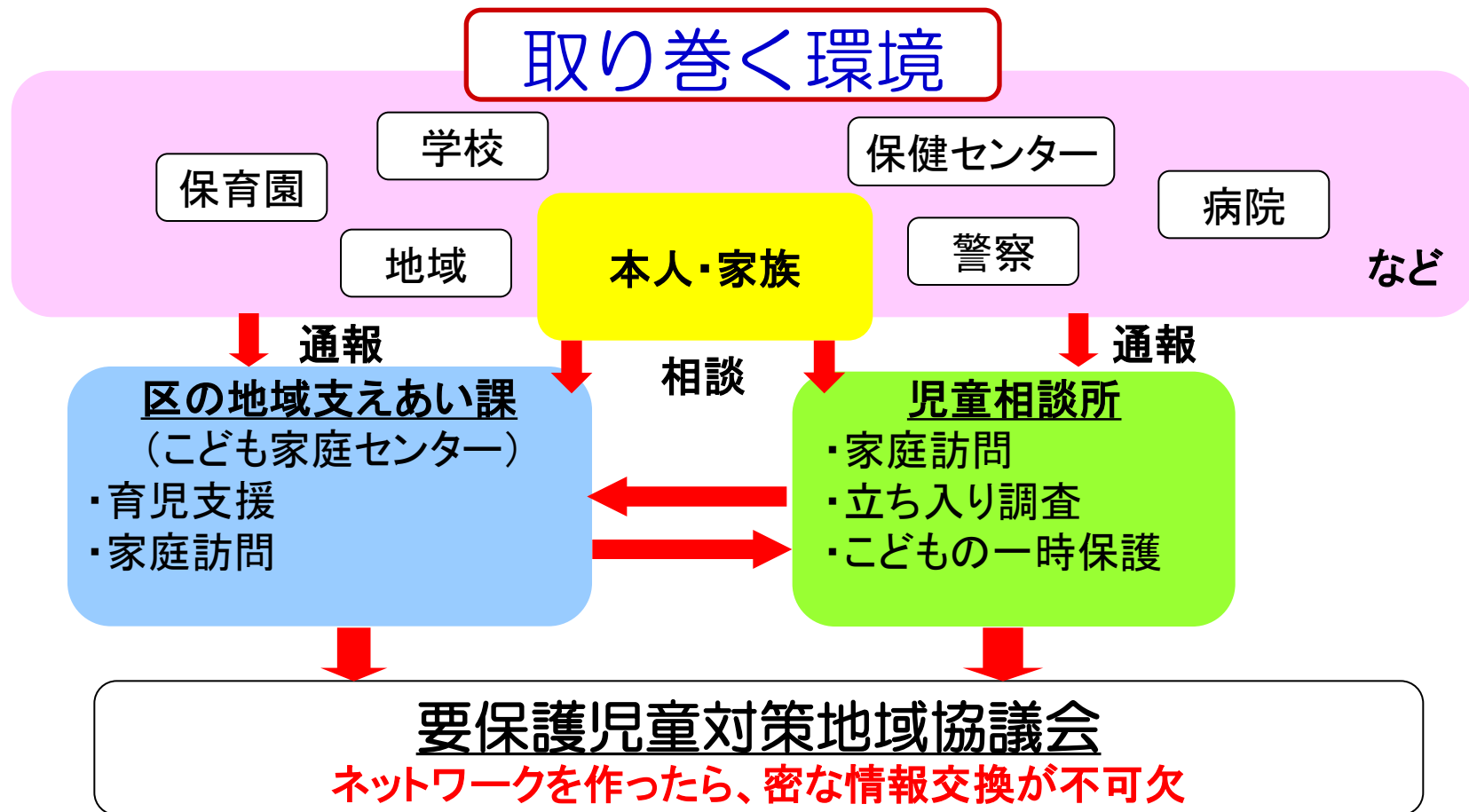
学校 ⇔ 子ども・保護者の相互理解への働きかけ
学校と、家庭と、ともに悩み、ともに考え、ともに動く

しかし...学校と家庭との関わり終了＝SSWの支援も終了



その後も、家庭を継続して支援する関係機関につなぐ
安心して自立した生活を送り続けられるように

子どもを守る地域ネットワーク



こどもの笑顔のために

まずは大人から、そしてこどもへ
理解・協力しあうことで小さな輪が大きな輪へ

学校と協働し、こどもの課題解決に向けて
こども・家庭と社会をやさしくつないでいきます

